

平成28年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(経済産業省28-5-3)

| | | | | | |
|----------------------|---|----------------------|--------------------------------------|-----------------------------------|---------------------------|
| 施策名 | 5-3 電力・ガス | 担当部局名 | 資源エネルギー庁 長官官房総合政策課 電力・ガス事業部政策課 | 政策評価実施予定時期 | 平成29年8月 |
| 施策の概要 | 平成26年4月に閣議決定したエネルギー基本計画を踏まえ、3E+Sの観点から現実的かつバランスの取れた需給構造の姿として平成27年7月に策定したエネルギーミックスの実現に向けて、原子力、火力、再エネ、ガス等の各分野で必要な施策を講じる。さらに、エネルギー市場の垣根を超えた改革を一体的に進め、革新的な技術の導入や異なるサービスの融合など、ダイナミックなイノベーションを生み出すとともに、エネルギー選択の自由度の拡大や料金の最大限の抑制を実現し、我が国の成長につなげる。 | | | 政策体系上の位置付け | 5 エネルギー・環境 |
| 達成すべき目標 | <ul style="list-style-type: none"> エネルギーミックスの実現に向けた施策の実施 電力システム改革の着実な実行 福島第一原発の廃止に向けたロードマップの履行を含む福島復興の加速 | | 目標設定の考え方・根拠 | - | |
| 施策の予算額(執行額) (百万円) | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの) | エネルギー基本計画(平成26年4月11日閣議決定) |
| | 195,734 (181,192) | 186,112 (105,118) | 178,024 | | |

【測定指標】

| 測定指標 | 基準値 | | 目標値 | 年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 | | | | | | | | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 |
|-------------------------|------|------|---|--|------|------|------|--|------|------|---|--|
| | 基準年度 | 目標年度 | | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 | 32年度 | | |
| 1 エネルギーミックスの実現に向けた施策の実施 | - | - | LNG27%程度、石炭26%程度、再エネ22~24%程度、原子力22~20%程度、石油3%程度の電源構成(※1) 平成42年目標 | - | - | - | - | - | - | - | - | エネルギー基本計画(平成26年4月閣議決定)を受けて、長期エネルギー需給見通し(平成27年7月策定)で掲げた具象的な指標のため。 (※1)実績値の電源構成比率は一般電気事業者の発電電力量の比率であり、目標値のものは自家発自家消費量を見込んだ値となっているため、同様の基準ではない。 |
| 2 電力・ガス及び熱供給システム改革の断行 | - | - | 電力、ガス、熱供給分野のシステム改革をスケジュール通り着実に推進する 平成34年目標 | 実績 [第1弾改正] ・電気事業法の一部を改正する法律の成立(平成25年第185回臨時国会) ・平成27年4月に電力広域的運営推進機関の設立 [第2弾法改正] ・電気事業法等の一部を改正する法律の成立(平成26年第186回通常国会) [第3弾法改正] ・電気事業法等の一部を改正する等の法律の成立(平成27年度第189回通常国会) ・平成27年9月に電力取引監視等委員会の設立 | | | | 目標 【電力】 平成28年4月に小売全面自由化 平成32年4月に送配電部門の法的分離 【ガス・熱】 平成28年4月に熱供給事業の自由化 平成28年4月、所掌事務にガス、熱供給業務を追加し、電力・ガス取引監視等委員会に改編 平成29年4月に小売全面自由化 平成34年4月に導管部門の法的分離 | | | | 『日本再興戦略』において、第4次エネルギー基本計画(平成26年4月11日閣議決定)に基づき、電力システム、ガスシステム、熱供給システムの改革を断行し、電力・ガス料金を最大限抑制することはもとより、上流から下流まで関連産業を含めた幅広い分野で異業種等の新規参入を促進し、新たな産業や雇用を創出することが定められているため。 |

| | | | | | | | |
|---|---------------------------|---|---|--------|---------|--|---|
| 3 | 福島第一原発の廃止に向けた中長期ロードマップの履行 | - | - | 廃止措置終了 | 30～40年後 | <p>(総論)</p> <p>○中長期ロードマップ(平成27年6月改訂)に基づく対策の実施(汚染水対策)</p> <p>○タンク内汚染水処理を概ね完了(平成27年5月)</p> <p>○サブドレン稼働(平成27年9月)(廃炉対策)</p> <p>○ロボットによる1号機格納容器内部調査の実施(平成27年4月)</p> <p>○モックアップ試験施設開所(平成27年10月)等</p> | 中長期ロードマップ(平成27年6月廃炉・汚染水対策関係関係等会議改訂)にて定められた目標工程等のため。 |
|---|---------------------------|---|---|--------|---------|--|---|

【達成手段一覧】

| 達成手段 | 予算額計(執行額) (百万円) | | | 開始 年度 | 関連する 指標 | 達成手段の概要等 | 再掲 | 平成28年 行政事業 レビュー 事業番号 |
|--|--------------------|--------------|-------|----------|------------|--|----|-------------------------------|
| | 26年度 | 27年度 | 28年度 | | | | | |
| 1 原子力発電施設等周辺地域大規模工業基地企業立地促進事業費補助金 | 55 (36) | 55 (0) | 55 | 平成6年度 | 1 | 本補助金によるむつ小川原開発地区の総開発用地面積の増加を通じて電源地域の振興が促進され、一層の原子力発電施設等設置の円滑化が図ることができる。 | - | 0394 |
| 2 電気施設の保安規制の合理化検討に係る調査(旧:電気施設保安制度等検討調査費) | 0 - | 270 (190) | 270 | 平成27年度 | 2 | 電力システム改革の中で見直すこととなった風力・火力の安全管理検査制度について、事業者の保安確保に向けた取組をより促す仕組みとするべく検討を行う。また、自然災害発生時における電力ライフラインの復旧迅速化対策や、電力システム改革による新規参入事業者やビジネス機会の拡大に伴う環境変化に適切に対応した保安規制等を検討し、その検討結果を保安規制等に反映させる。 | - | 0398 |
| 3 電力系統関連設備形成等調査委託費 | 150 (119) | 150 (131) | 180 | 平成16年度 | 1 | 本事業における成果を政策立案や審議会等でフィードバックすることで、エネルギー基本計画に定める3E+Sの観点からエネルギーミックスの達成をより一層推進できると見込んでいる。 | - | 0399 |
| 4 発電用原子炉等利用環境調査委託費 | 217 (178) | 210 (202) | 208 | 平成21年度 | 1 | 本事業は、我が国及び諸外国における発電用原子炉等に関する動向調査を行うものであり、この取組を通じて今後の原子力政策の的確な立案を行い、ひいてはエネルギーミックスの実現に資することと見込んでいる。 | - | 0400 |
| 5 管理型処分技術調査等委託費 | 210 (209) | 190 (187) | 225 | 昭和62年度 | 1 | エネルギー基本計画(平成26年閣議決定)において、原子力はエネルギー需給構造の安定性に寄与する重要なベースロード電源と位置付けられているところ、当該発電の利用に伴い生じる放射性廃棄物の処分は将来世代に先送りしないよう現世代の責任としてその対策を進める必要がある。廃棄物の処分を円滑に実施するに当たって、基盤研究調査及び技術の着実な蓄積は、処分問題の解決の促進に寄与するものと見込んでいる。 | - | 0401 |
| 6 地層処分技術調査等委託費 | 3,502 (3367) | 3,445 (3316) | 3,650 | 平成10年度 | 1 | エネルギー基本計画(平成26年閣議決定)において、原子力はエネルギー需給構造の安定性に寄与する重要なベースロード電源と位置付けられているところ、当該発電の利用に伴い生じる放射性廃棄物の処分は将来世代に先送りしないよう現世代の責任としてその対策を進める必要がある。廃棄物の処分を円滑に実施するに当たって、基盤研究調査及び技術の着実な蓄積は、処分問題の解決の促進に寄与するものと見込んでいる。 | - | 0402 |
| 7 放射性廃棄物共通技術調査等委託費 | 360 (302) | 310 (287) | 290 | 平成12年度 | 1 | エネルギー基本計画(平成26年閣議決定)において、原子力はエネルギー需給構造の安定性に寄与する重要なベースロード電源と位置付けられているところ、当該発電の利用に伴い生じる放射性廃棄物の処分は将来世代に先送りしないよう現世代の責任としてその対策を進める必要がある。廃棄物の処分を円滑に実施するに当たって、基盤研究調査及び技術の着実な蓄積は、処分問題の解決の促進に寄与するものと見込んでいる。 | - | 0403 |
| 8 海外ウラン探鉱支援事業補助金 | 1,000 (880) | 800 (645) | 600 | 平成19年度 | 1 | 世界的に原子力発電が拡大し、中長期的にウラン需給逼迫の可能性が高まると見込まれる一方で、ウランは探鉱から生産に至るまでのリードタイムが長いという特徴がある。このため、ウランの全量を海外から輸入している我が国にとって、中長期的な観点も踏まえ、ウランの安定供給確保に貢献することは、我が国のエネルギー供給安定性を向上させ、エネルギーミックス(原子力発電比率20～22%)の実現に資する。 | - | 0404 |

| | | | | | | | | | | | |
|----|--------------------------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|---|--|---|------|
| 9 | 全炉心混合酸化燃料原子炉施設技術開発費補助金 | 160 | (6) | 100 | (100) | 50 | 平成8年度 | 1 | エネルギー基本計画(平成26年4月閣議決定)において、「我が国は、資源の有効利用、高レベル放射性廃棄物の減容化・有害度低減等の観点から、使用済燃料を再処理し、回収されるプルトニウム等を有効利用する核燃料サイクルの推進を基本的方針としている。」「核燃料サイクル政策については、これまでの経緯等も十分に考慮し、関係自治体や国際社会の理解を得つつ、再処理やプルサーマル等を推進するとともに、中長期的な対応の柔軟性を持たせる。」こととしている中、全炉心混合酸化燃料原子炉施設技術開発費補助金を実施することで、全炉心に混合酸化燃料(MOX燃料)を装荷する全炉心混合酸化燃料原子炉(フルMOX炉)施設の安全性向上に資することから、エネルギーミックスの実現を促進することができると思込んでいる。 | - | 0405 |
| 10 | 原子力関連知識管理拠出金 | 54 | (54) | 58 | (58) | 57 | 平成22年度 | 1 | 本事業によるIAEAとの協力強化を通じ、我が国の原子力政策の基盤を強化することにより、エネルギーミックスの実現に寄与する。 | - | 0407 |
| 11 | 濃縮ウラン備蓄対策事業補助金 | 90 | (52) | 90 | (74) | 95 | 平成23年度 | 1 | 国内のウラン貯蔵施設に全ての国内原子力発電所に対して利用可能な一定量の低濃縮ウランを確保し、必要に応じて当該低濃縮ウランを拠出する体制を構築することは、ウラン供給の全量を輸入に頼る我が国のエネルギー供給安定性を向上させエネルギーミックス(原子力発電比率20～22%)の実現に資する。 | - | 0408 |
| 12 | 発電用原子炉等安全対策高度化技術基盤整備委託費 | 3,726 | (3302) | 2,978 | (2619) | 3,122 | 平成24年度 | 1 | 本事業は、東京電力福島第一原子力発電所の事故で得られた教訓を踏まえ、シビアアクシデント対策を中心として事業者側と規制側の双方が活用しうる安全対策高度化に資する技術基盤の整備を国主体で実施するもの。事業の成果を通じて原子力産業界の技術力を維持、向上させることにより、既設の原子力発電所の安全性を向上させ、結果として、エネルギーミックスの実現に資することとなると見込んでいる。 | - | 0409 |
| 13 | 発電用原子炉等安全対策高度化技術開発費補助金 | 1,700 | (1580) | 1,600 | (755) | 901 | 平成24年度 | 1 | 本事業は、東京電力福島第一原子力発電所の事故で得られた教訓を踏まえ、原子力発電所の更なる安全対策高度化に資する技術開発を支援するもの。事業の成果を通じて原子力産業界の技術力を維持、向上させることにより、既設の原子力発電所の安全性を向上させ、結果として、エネルギーミックスの実現に資することとなると見込んでいる。 | - | 0410 |
| 14 | 高速炉国際協力等技術開発委託費 | 4,233 | (4225) | 4,610 | (4552) | 5,300 | 平成25年度 | 1 | 本事業は、原子力発電の高度な安全性の確保や、廃棄物減容・有害度低減等に革新的な効果をもたらす高速炉システムの実証技術確立に向けた研究開発を国際協力を活用して実施するものであり、原子力技術の維持、向上に資するものであることから、結果として、エネルギーミックスの実現に資することとなると見込んでいる。 | - | 0411 |
| 15 | 安全性向上原子力人材育成委託費 | 120 | (85) | 150 | (120) | 107 | 平成25年度 | 1 | 本事業は既設の原子力発電所等の安全確保のための人材を育成することを目的とするもの。この取組を通じて、既設の原子力発電所の安全性を向上させ、ひいては、エネルギーミックスの実現に資することとなると見込んでいる。 | - | 0413 |
| 16 | 次世代再処理ガラス固化技術基盤研究委託費 | 750 | (730) | 800 | (780) | 825 | 平成26年度 | 1 | エネルギー基本計画において、廃棄物の減容化等の技術開発を国として推進することが示されている。本事業は、廃炉等に伴い発生する低レベル廃棄物に対応した減容性の高いガラス固化技術の開発を行うものである。また、これに伴い、高レベル廃液のガラス固化技術も向上することから、高レベル廃液のガラス固化体数の減少、処分場の面積縮減も期待できるものである。放射性廃棄物は、原子力利用に伴い確実に発生するものであり、その対策を進めることは、重要なベースロード電源である原子力発電の利用を進める上で重要。 | - | 0414 |
| 17 | 電力市場環境調査委託費 | 83 | (78) | 80 | (71) | 70 | 平成18年度 | 2 | 本事業は、国内及び欧米を始めとする諸外国を対象として電気事業制度等の最新状況の調査・分析を行い、報告するものであることから、当該調査の成果を審議会等に活用する回数を高めることは、電力システム改革の断行に向けた電気事業制度設計やエネルギーミックスを踏まえた電気事業制度の在り方の検討に資するものである。 | - | 0415 |
| 18 | 電源地域振興特別融資促進事業費補助金 | 61 | (58) | 36 | (36) | 24 | 平成2年度 | 1 | 本事業の着実な実施により、発電用施設の設置及び運転の円滑化が図られることで、ひいては、エネルギーミックスの実現にも寄与することが見込まれる。 | - | 0416 |
| 19 | 原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金 | 8,000 | (7994) | 8,000 | (7611) | 8,000 | 平成11年度 | 1 | 本事業の着実な実施により、発電用施設の設置及び運転の円滑化が図られることで、ひいては、エネルギーミックスの実現にも寄与することが見込まれる。 | - | 0417 |

| | | | | | | | | | | | |
|----|-------------------|--------|----------|--------|----------|--------|--------|---|--|---|------|
| 20 | 深地層研究施設整備促進補助金 | 320 | (320) | 320 | (320) | 320 | 平成15年度 | 1 | 本事業を通じた学術研究、基盤研究調査、技術の着実な蓄積等は、各種取組に関する信頼性の向上に寄与するものと見込んでいる。 | - | 0418 |
| 21 | 原子力発電導入基盤整備事業補助金 | 306 | (285) | 459 | (402) | 350 | 平成21年度 | 1 | 新規原発導入国に対し、原子力発電導入基盤整備協力をを行うことにより、これらの国における安全な原子力発電導入、拡大に寄与し、ひいては、エネルギー基本計画において原子力発電を重要なベースロード電源と位置付ける我が国原子力発電施設等の運転の円滑化を図る。 | - | 0419 |
| 22 | 電源立地地域対策交付金 | 97,828 | (89,526) | 92,556 | (85,570) | 87,234 | 平成15年度 | 1 | 本事業の着実な実施により、発電用施設の設置及び運転の円滑化が図られることで、ひいては、エネルギーミックスの実現にも寄与することが見込まれる。 | - | 0420 |
| 23 | 広報・調査等交付金 | 1,196 | (838) | 1,288 | (909) | 860 | 昭和49年度 | 1 | エネルギーミックスの実現のため、発電用施設等の設置・運転の円滑化について地域住民の理解の促進を図る必要があることから、本事業を行うこととする。 | - | 0421 |
| 24 | 交付金事務等交付金 | 56 | (33) | 53 | (33) | 37 | 昭和49年度 | 1 | 本事業の着実な実施により、発電用施設の設置及び運転の円滑化が図られることで、ひいては、エネルギーミックスの実現にも寄与することが見込まれる。 | - | 0422 |
| 25 | 原子力発電施設等立地地域特別交付金 | 6,147 | (5,856) | 9,298 | (8,931) | 12,223 | 平成11年度 | 1 | 本事業の着実な実施により、発電用施設の設置及び運転の円滑化が図られることで、ひいては、エネルギーミックスの実現にも寄与することが見込まれる。 | - | 0423 |
| 26 | 原子力発電施設立地地域共生交付金 | 6,344 | (6,046) | 1,823 | (573) | 1,730 | 平成18年度 | 1 | 本事業の着実な実施により、発電用施設の設置及び運転の円滑化が図られることで、ひいては、エネルギーミックスの実現にも寄与することが見込まれる。 | - | 0424 |
| 27 | 核燃料サイクル交付金 | 6,477 | (4,152) | 1,979 | (1,839) | 495 | 平成18年度 | 1 | 本事業の着実な実施により、発電用施設の設置及び運転の円滑化が図られることで、ひいては、エネルギーミックスの実現にも寄与することが見込まれる。 | - | 0425 |
| 28 | 国際原子力機関拠出金 | 200 | (200) | 219 | (219) | 214 | 平成18年度 | 1 | 本事業によるIAEAとの協力強化を通じ、我が国の原子力政策の基盤を強化することにより、エネルギーミックスの実現に寄与する。 | - | 0426 |
| 29 | 経済協力開発機構原子力機関拠出金 | 56 | (50) | 60 | (54) | 57 | 平成18年度 | 1 | 原子力発電、核燃料サイクル、放射性廃棄物、原子力安全規制等、国際的に取り組むべき共通の課題について専門家会合で議論し、その成果を我が国の原子力政策に反映することは、2030年において原子力発電比率を20～22%程度にするというエネルギーミックスの実現に資する。 | - | 0427 |

| | | | | | | | | | | | |
|----|-------------------------------|--------|---------|--------|---------|--------|--------|---|--|---|----------|
| 30 | 過酷事故発生施設廃止措置技術調査拠出金 | 49 | (49) | 54 | (54) | 53 | 平成25年度 | 3 | 福島第一原発の廃止措置に向けた取り組みの中で発生するニーズを捉えた国際共同プロジェクトを実施することで、中長期ロードマップの円滑な履行に資するため。 | - | 0428 |
| 31 | 原子力発電施設立地地域基盤整備支援事業 | 800 | (448) | 2,300 | (947) | 5,594 | 平成26年度 | 1 | エネルギーミックスの実現のため、原発等を巡る状況がそれぞれ異なる中、きめ細やかに立地地域の支援を行うことが必要であることから、本事業を行っている。 | - | 0429 |
| 32 | 原子力総合コミュニケーション事業 | 710 | (419) | 700 | (551) | 582 | 平成26年度 | 1 | エネルギーミックスの実現のため、原子力に関する国民や立地地域の理解促進を進める必要があることから、本事業を行うこととする。 | - | 0430 |
| 33 | 原子力損害賠償・廃炉等支援機構交付金 | 35,000 | (35000) | 35,000 | (35000) | 35,000 | 平成26年度 | 3 | 本事業は、「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」(平成25年12月閣議決定)において、賠償、除染・中間貯蔵施設費用に関して国と東京電力の役割分担が明確化されたことを踏まえて原子力損害賠償・廃炉等支援機構法第68条に基づき交付される交付金であり、本交付金が中間貯蔵施設費用相当分に充当されることにより、もって福島復興の加速に資するものである。 | - | 0431 |
| 34 | 福島特定原子力施設地域振興交付金 | - | - | 9,290 | (9262) | 8,400 | 平成27年度 | - | 本事業は、「中間貯蔵施設等に係る対応について」(平成26年8月8日環境省、復興庁)を踏まえ、福島県に対して、福島第一原子力発電所の事故という特殊事情に鑑み、30年間にわたり継続して交付金を交付する事業であり、これを着実に実施することにより、もって福島復興の加速に資するものである。 | - | 0432 |
| 35 | 使用済燃料再処理機構運営体制調査委託費 | - | - | - | - | 20 | 平成28年度 | 2 | 本事業により、使用済燃料再処理機構に再処理等積立金法上の積立金残高が適切に移管されることで、機構は再処理等を滞りなく行うための業務を円滑に実施することが可能となる。その結果、再処理等拠出金法の趣旨である、電力自由化等による環境変化の中でも再処理等を着実かつ効率的に実施することが可能となり、電力自由化に伴う技術的手当が完遂されることで、電力・ガスシステム改革の断行に資することになる。 | - | 新28-0048 |
| 36 | 天然ガスの高度利用に係る事業環境等の調査委託費 | 35 | (25) | 60 | (36) | 35 | 平成22年度 | 2 | ガス事業の課題として、天然ガスシフトの推進、電気・ガス等の多様なエネルギー源による総合的なエネルギー供給サービスの展開等が挙げられるが、本事業は、これらの課題に対応するため、国内外における都市ガス事業者を取り巻く事業環境に関する調査分析を行う。 | - | 0390 |
| 37 | 熱供給事業者が新設した熱供給事業用の償却資産に係る特例措置 | - | - | - | - | - | 昭和48年度 | - | 熱供給事業法第3条の規定により許可を受けた熱供給事業者が新設した熱供給事業の用に供する償却資産に対して課する固定資産税の課税標準を当初5年間は1/3、次の5年間は2/3とする。 | - | - |
| 38 | 取用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例 | - | - | - | - | - | 昭和32年度 | - | 資産が土地取用法等の規定によって収容等をされ、原則として、その収容等のあった日から2年以内に代替資産を取得する場合には、5000万円特別控除との選択で、圧縮記帳による課税の繰り延べができる。 | - | - |

| | | | | | | | | | |
|----|--|---|---|---|--------|---|---|---|---|
| 39 | 取引交換等の場合の譲渡所得等の特別控除 | - | - | - | 昭和32年度 | - | 資産が土地収用法等の規定によって収容換地等をされた場合には、圧縮記帳による課税の繰り延べとの選択で、5000万円の特別控除ができる。 | - | - |
| 40 | 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行に伴う特例措置 | - | - | - | 平成24年度 | - | 再生可能エネルギー買取制度の下で、電気事業者が徴収する再生可能エネルギー電気サーチャージの収入金について、買取制度の趣旨にかんがみ、国民負担の増加要因とならないよう、収入について、事業税(収入割)の課税対象外とする。 | - | - |
| 41 | 軽油引取税の課税免除の特例措置(電気供給業) | - | - | - | 昭和32年度 | - | 電気供給業において軽油を下記の設備に使用する場合は、軽油引取税を非課税とする措置を3年間延長する。 ①汽力発電装置の助燃(軽油燃焼バーナー及び重油加熱バーナーによるものに限る) ②ガスタービン発電装置の動力源の用途 | - | - |
| 42 | 沖縄電力株式会社が電気供給業の用に供する償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置 | - | - | - | 昭和57年度 | - | 沖縄電力株式会社が行う電気供給業の用に供する償却資産(事務所及び宿舍の用に供するものを除く)に係る固定資産税の課税標準を2/3とする。 | - | - |
| 43 | 引取りに係る沖縄発電用特定石炭及び沖縄発電用特定液化天然ガスの免税 | - | - | - | 平成15年度 | - | 一般電気事業者又は卸電気事業者が沖縄県の区域内にある事業場において発電の用に供する石炭等にかかる石油石炭税を免除する。 | - | - |
| 44 | 変電又は送電施設に対する固定資産税の課税標準の特例 | - | - | - | 昭和27年度 | - | 一般電気事業者又は卸電気事業者により新たに建設された変電所又は送電施設の用に供する償却資産で当該電気事業者がその事業の用に供するものに対して課する固定資産税の課税標準について、変電所は当初5年間は3/5、次の5年間は3/4とし、送電施設は当初5年間は1/3、次の5年間は2/3とする。 | - | - |
| 45 | 電気供給業に係る法人事業税の課税方式の変更課税標準の算定にあたって、特定規模需要向けの託送料金の支払額に相当する額を控除する特例 | - | - | - | 平成12年度 | - | 電気供給業を行う法人が、他の電気供給業を行う法人から託送供給を受けて特定規模需要に応ずる電気の供給を行う場合控除する。 電気供給業を行う法人が、他の電気供給業を行う法人から託送供給を受けて特定規模需要に応ずる電気の供給を行う場合、法人事業税の課税標準である収入金額から託送料金に相当する額を控除する。 | - | - |
| 46 | 原子力発電施設解体準備金 | - | - | - | 平成2年度 | - | 各事業年度において、特定原子力発電施設の解体費用の支出に備えるため、積立限度額以下の金額を準備金として積み立てたときは、その積立額の損金算入を認める。 | - | - |
| 47 | ガス供給業に係る大口需要向けの託送料金を控除する収入割の特例措置 | - | - | - | 平成20年度 | - | ガス供給業を行う法人(一般ガス事業者、ガス導管事業者、大口ガス事業者)が託送供給を利用して行う自由化対象需要家向けの大口供給に係る法人事業税の課税標準となる収入金額の算定にあたっては、収入金額から託送料金相当額を控除する。 | - | - |
| 48 | ガス事業者が新設したガス事業用の償却資産に係る特例措置 | - | - | - | 昭和36年度 | - | 都市ガスの安定供給、保安の確保という事業の公共性に鑑み、一般ガス事業及び簡易ガス事業の用に供する償却資産に対する固定資産税の課税標準を取得後10年間軽減する。 | - | - |
| 49 | 軽油引取税の課税免除の特例(地熱資源) | - | - | - | 昭和55年度 | - | 地熱資源獲得を推進するため、本特例措置により掘削コストを低減させる。 | - | - |
| 50 | 使用済燃料再処理準備金 | - | - | - | 平成17年度 | - | 「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律」(平成17年法律第48号。以下「法」という。)に規定する特定実用発電用原子炉設置者(電気事業者)が、原子力発電に伴って生じる使用済燃料の再処理等に要する費用を準備金として積み立てたときは、その積立額の損金算入を認めるもの。 | - | - |
| 51 | 環境・エネルギー対策貸付環境・エネルギー対策資金(ガス事業法関連) | - | - | - | 昭和55年度 | - | ガス事業の近代化又は保安の確保のために必要な設備を設置する一般ガス事業者に対する貸付を行う。 | - | - |